

1976年 新潟県吉田町(現:燕市)生まれ。新潟大学医療技術短期大学部看護学科卒業。日本医科大学付属病院、新潟大学附属病院に勤務。結婚後、訪問看護師として働く。2011年 聖徳大学人文学部心理学科卒業。生活クラブ生協加入。2013年 葛飾区新宿に転居。子育てをしながら生活クラブ生協まちかつしかの運営委員として活動。2017年より区内の訪問看護ステーションに勤務。

2021年 葛飾区議会議員選挙初当選(文教委員会、区民サービス向上対策特別委員会に所属)

2023年10月より保健福祉委員会、危機管理対策特別委員会に所属

- 資格:看護師、介護支援専門員、心理相談員
- 趣味:庭いじり、ヨガ



生活の中で感じる疑問・困難、こんなまちにしたいというご提案などご自由にお書きください。

だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる葛飾にあなたのひとことをお寄せください

WEBフォームからも回答いただけます



お手数ですが63円切手を貼付のうえ投函ください

125-0054

東京都葛飾区高砂8-21-1

沼田 たか子 行

よろしければご記入ください

お名前: _____

ご住所: _____

電話番号: _____

メールアドレス: _____

一般質問に登壇しました

一般質問は、議員が区政全般に関して、行政側に現状や見通しを聞くことです。区民の皆さんの声や政策の中から検討を重ね3項目について質問しました。

一人一人に必要な支援を届けるための取り組みについて

Q 2023年度実施の価格高騰による家計の負担増に対する低所得世帯向けの給付金(3万円)は、給付対象の約76,000世帯に対し、給付できたのは約65,000世帯、給付率は約85%。給付を受けていない世帯が全体の約15%、約11,000世帯にものぼる。区ではこの状況をどのようにとらえているのか。

A できるだけ多くの世帯に給付できるよう努めたが予想を下回る結果となった。その後の給付では前回の指定口座に入金するプッシュ型の支給を行い給付率を上げることができている。書類をわかりやすくする、電子申請を利用しやすくするなど、創意工夫し、対象世帯が確実に受給できるよう取り組んでいく。

Q 支援制度は申請主義が基本であり、自分で情報にアクセスすることが難しい人たちは制度を利用できない。支援を必要としている人に必要な支援を届けるために、区民一人ひとりの状況に応じて利用できる支援の情報をもれなく案内できるシステムの検討を求めるがどうか。

A 現在、転居により必要となる手続きについてその方の状況に応じて案内できる窓口支援システムを導入予定である。このシステムの機能を応用、発展させるなどし、実現できるか検討する。

私たちが想像している以上に支援が届かない人がいます。対象世帯に申請書を送っているにも関わらず申請できていない事情は何なのか、申請手続きがされない状況を探ることで、ほかの課題を抱えていることが把握できるかもしれません。その中には孤独や孤立の状態にある人がいるかもしれません。申請がないのは支援を必要とするサインかもしれないという視点でとらえることも必要であり、自治体はこの問題にもっと向き合わなければなりません。

脱炭素推進の取り組みについて

Q 葛飾区は「2050年までに温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量実質ゼロ」をめざすことを宣言し、取り組みを進めているが、昨今の気候変動の状況を考えると計画の前倒しも必要ではないか。より高い削減目標に取り組むことも検討してはどうか。

A 社会状況の変化や技術革新を注視しながら、区の削減目標については地球温暖化対策実行計画*の改定に合わせて検証する。

*2022年度策定(計画期間9年)次期改定は2030年度を予定

Q 区有施設の電力の再生可能エネルギーへの切り替え状況はどうか。また、各課契約や附合契約による電力の契約は入札にかからず契約期間の定めもないため、再生可能エネルギーへの切り替えはすぐにでも可能ではないか。

A 令和4年度の再生可能エネルギーの調達率は18.2%。ご提案については入札の場合と比べ電力価格が高くなる可能性があるなど課題があり、複数の施設による共同購入の導入など新たな方法も検討しながら切り替えを進める。

気候変動により私たちが失うのは自然環境だけでなく食べるもの、住むところであり、命の危険にもさらされます。対策において重要な脱炭素推進の取り組みは既にやるやらないを悩む段階ではなく、計画の見直しを検討すべきです。2050年もその先の未来も子どもたちが安心して暮らせるよう、より積極的な取り組みを求めていきます。



会派を結成しました

議会の中の政治上の理念や方向性が近い議員とともに協力し、会派になることで、これまで以上に「だれもがその人らしく安心して暮らせる かつしか」にする活動を広げることができると考え、このたび、会派『みらい葛飾(生活者ネット・無所属)』を結成しました。会派になることで発言の機会が増え、区民に開かれた議会をめざした議会改革をすすめるための提案もできます。今後ともよろしく願いいたします。

写真左から:小川ゆうた議員 沼田たか子 小林ひとし議員 夏目かよこ議員

製品プラスチックの資源化・再商品化について

Q 2025年4月から実施予定の製品プラスチックの資源回収・活用において、収集後の再商品化は『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』*第32条第33条のどちらで進めるのか。また、その方法を選ぶうえでの見解を伺う。

A 32条では区が進めているマテリアルリサイクルにならない可能性があるため選択しない。33条は国の認定に時間がかかるなど早期実施が難しい。以上より区では事業者と協働で独自の再商品化ルートの構築を検討している。

資源循環型地域社会の形成をすすめ、環境負荷を低減させるために、製品プラスチックの資源化・再商品化について、より質の高いリサイクルを区民とともにすすめることを求めます。

※プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律: 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するために2021年6月成立。32条は自治体が容器包装リサイクル法の指定法人に委託してリサイクルする、第33条は自治体が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることでその計画に基づいてリサイクルするしくみを規定した条項。

※マテリアルリサイクル: 廃棄されたものを新しい製品の原材料として再利用するリサイクル方法